

実家かたづけ
記者体験記

母の部屋から60キロ捨てました

週刊朝日

実録を読み解く
昭和天皇の
素顔
ひとりの
人としての

消費税10%

やるも地獄、やらぬも地獄

中園ミホ 吉田鋼太郎

「花子とアン」作り手が語る

捨てられる夫たち

9・26

380円

池松壮亮

然 が消え、立ち尽くす…

は3.5倍にも

夫たち

危機を迎えながらも、子はかすがいと何とか続いていた結婚生活がある日、突然、終わりを告げる妻が予告もなく子どもを連れて家からいなくなり、茫然自失の状態で取り残される夫が最近、増えている。面会交流調停を起こし、わが子と会おうとしても、さらに法の壁が立ちはだかるという。

40代サラリーマンのAさんは今年1月、別離を経験した。妻の浪費癖を注意したことから、不仲な状態が続いていた。妻に暴力を振るうことはなかったし、子どもにはしっかりと愛情を注いでいたと思っていた。だから家庭が壊れることをAさんは予想していなかった。

「夜、仕事から帰ると家の明かりが消えていました。変だなと思いつつ中に入ると荷物はそのまま。なのに誰もいない。いつもなら妻と4歳児と生後9カ月の乳児が待っているはずなんです。どこにも見当たりませんでした」

Aさんは慌てた。すぐに妻の携帯に電話をかけてみるが呼び出し音が耳元で鳴り響くばかり。妻の実家に

電話してもやはり出ない。共通の知り合いに片っ端からかけてみたが行方はわからない。しばらくしてもう一度かけてみた。しかし結果は同じだった。「どうすればいいのかわからず、家の中で立ち尽くしてしまいました」

失意のどん底に落とされたAさんだったが、仕事に打ち込んで平静を保つようにした。するとある日、弁護士事務所から封書が届いた。妻子が家から消えてから2カ月後のことだ。

「離婚したいと書いてありました。私はすぐに電話し、すぐる思いで妻の住所を聞きました。しかし教えてもらえませんでした。9カ月近く経ちましたが、妻子がどこにいるのかわかりません。可愛い盛りの子どもた

ちなのに、あれから一度も会えていません」

Aさんはこう言い、肩を落とした。

共同親権運動ネットワーク（会員数約170人）にはこうした話が多く寄せられる。子どもと離れて暮らす親たちで構成されるこの団体は、同じ立場に置かれた人の相談にのったり、講座の開催や裁判所への働きかけなども行ったりしている。運営委員の宗像充さんは次のように話す。

「家に帰ったら妻と子がいなかった、出張から帰るといなかった……。そうした話を時折耳にします。捜し歩いた揚げ句、警察に行ったら保護命令を理由に「住所は教えられない」と言われたりするわけです」

そもそも夫婦はなぜ別れるのか。別表に離婚理由を示してみた。離婚件数は2002年の28万9836組をピークに12年には23万5406組と、ここ十数年で減少している。その一方で同時期に行われた面会交流

離婚後、親子の交流を訴える人たちの街頭活動(右)。最近は別れても子育てに参加したいという男親が増えたという

ある日、突 妻と子ども

面会交流調停

捨てられる

調停（別居する親が子どもとの面会を求めて裁判所立ち会いの下、話し合い合意を目ざすこと）の申請数は3・5倍に増加。

00年に3092件だったのが13年度には1万762件に上り、比率、数とも男性が急増しているという。

この数字は男性側に「別れても子どもに会いたい、養育に関わりたい」という意識が高まっていることを示すが、離婚問題に詳しい能登豊和弁護士はその背景をこう言う。

「伴侶としてのふさわしさと親としてのふさわしさを混同している女性が多いんです。離婚＝親子の別れという考えが世間的にまだまだ根強いことも会わせない問題の背景にあります。」

個々の理由ですが、まず暴力が原因で会わせたくないとというケースがあげられます。会わせるときに子どもが虐待されたり、後になつて同居親や子どもが暴力を振るわれたり。暴力は振るわなくても、同居親の家

などにやってきてつきまತ್ತたり。そういった恐れがあるために別居している親を遠ざけるわけです。

また離れて暮らす時間が長かったり、精神的圧迫や暴力を受けていたりすることから子どもが別居している親と会おうのを嫌がるケースがあります」

別れても男親も子育てをしたい

また養育費を払わないから子どもに会わせないと、というケースもある。

これは双方の理由を聞くと水掛け論で、払わないから会わせないと同居親が思う一方、別居親は会わせてくれないから払いたくないと思っているという。

「さらに暴力とは逆に、子煩悩だった元夫に会わせることで子どもが帰ってこなくなることを恐れ、会わせないケースもあります」能登弁護士

虐待やつきまといといった理由で遠ざけるのはとも

かく、子どもを愛し、しっかりと育てていたゆえに相手に警戒されて会えなくなるというのは悲劇というしかない。

「うちの団体に相談に来る方は子煩悩な方が多いですよ。だからこそ警戒され会えないんですけどね」と宗像さんはため息をつく。

30代技術者・Bさんは子どもと同居している妻の実家を訪ね、直談判を試みた。彼は転職を機に収入が半減。妻の親が介入し別離。以来子どもと会えなくなった。

「乳児だった子どもを連れ去られたのは約7年前です。しばらくして妻の実家に行つて義父母に自分が悪かったことを謝り続けましたが、妻子には会わせてもらえませんでした。『せめて子どもだけでも会わせて欲しい』と毎月手紙を送つたりもしたんですが、一切返事はありませんでした」

その後、Bさんは子どもの通う小学校へ出向き再会を果たす。いないはずの父親に会えたことで、子ども

離婚調停の申し立て動機の順位 [2012年度司法統計より]

- 夫側
- ①性格があわない
 - ②異性関係
 - ③精神的な虐待
 - ④家族・親族と折り合いが悪い
 - ⑤性的不調和
 - ⑥浪費
 - ⑦同居に応じない
 - ⑧異常性格
 - ⑨暴力を振るう
 - ⑩家庭を捨てて省みない

- 妻側
- ①性格があわない
 - ②暴力を振るう
 - ③生活費を渡さない
 - ④精神的な虐待
 - ⑤異性関係
 - ⑥浪費
 - ⑦家庭を捨てて省みない
 - ⑧性的不調和
 - ⑨家族・親族と折り合いが悪い
 - ⑩酒を飲みすぎる

注：その他は省いた

夫側
①性格があわない
②異性関係
③精神的な虐待
④家族・親族と折り合いが悪い
⑤性的不調和
⑥浪費
⑦同居に応じない
⑧異常性格
⑨暴力を振るう
⑩家庭を捨てて省みない

「子どもが会えなくて、苦しい」と別居する理由を聞いてみると、奥さんが体調を崩したから写真だけの交流にしましょう」と調停官に促されました。子どもが会えなくて、苦しいという理由を聞いてみると、奥さんが体調を崩したから写真だけの交流にしましょう」と調停官に促されました。

「子どもが会えなくて、苦しい」と別居する理由を聞いてみると、奥さんが体調を崩したから写真だけの交流にしましょう」と調停官に促されました。

「子どもが会えなくて、苦しい」と別居する理由を聞いてみると、奥さんが体調を崩したから写真だけの交流にしましょう」と調停官に促されました。

妻側
①性格があわない
②暴力を振るう
③生活費を渡さない
④精神的な虐待
⑤異性関係
⑥浪費
⑦家庭を捨てて省みない
⑧性的不調和
⑨家族・親族と折り合いが悪い
⑩酒を飲みすぎる

「子どもが会えなくて、苦しい」と別居する理由を聞いてみると、奥さんが体調を崩したから写真だけの交流にしましょう」と調停官に促されました。

「子どもが会えなくて、苦しい」と別居する理由を聞いてみると、奥さんが体調を崩したから写真だけの交流にしましょう」と調停官に促されました。

「子どもが会えなくて、苦しい」と別居する理由を聞いてみると、奥さんが体調を崩したから写真だけの交流にしましょう」と調停官に促されました。

はとても喜んでいたという。しかし交流はそこで絶たれた。妻側が学校に陳情し、Bさんが子どもに接近できないようにしたのだ。「子どもがあんなに再会を喜んでくれたのに周りが親子の絆を必死に断ち切ろうとする。もう何が正しいのかわからなくなり鬱になってしまいました」

面会交流調停に踏み切る男性が多いという。3年前に面会交流調停を経験した30代自営業者・Cさんは次のように話す。収入の不安定さを理由に妻が家を出ていったという。「調停では『暴力があった』とか『生活費を渡さない』とか元妻が嘘の主張をするんです。すると調査官、調停委員が反応して私を女性の敵として扱って『あなたは奥さんにDVを働いた』って言い切るんです。私が論破したら今度は『子どもが会いたがってない』と別の理由を出してきます。揚げ句の果てには『奥さんが体調を崩したから写真だけの交流にしましょう』と調停官に促されました。」

取り下げました。子どものことを考えると死ぬほど苦しくて何もできません。この世の中から消えてしまいたいと思うことがよくあります。でも子どものことを考えると死ねない。毎日その葛藤の繰り返しです」

Cさんとは逆に、調停がうまくいき、会える取り決めができたとしてもハードルはさらにある。同居する親に面会交流を強制する法的な手段が存在しないため、同居親が「会わせない」と開き直ればそれが通ってしまうのだ。

こうなると、裁判所に頼って面会実現はなかなか難しくなるという。事態が長期化することで、会えない親はさらに傷つき、中には破滅的な行動を取ってしまうケースもある。「子どもに会えなくて、苦しい」と別居する理由を聞いてみると、奥さんが体調を崩したから写真だけの交流にしましょう」と調停官に促されました。

破滅的な結末に至らなくても一旦、親子の交流が絶たれてしまうと正常な関係を取り戻すことは至難の業である。

つらい経験を経て現在、彼女は共同養育センター「つむぎ」(スタッフ2人)で講演会、面会交流の付き添い支援・代行・相談を行い、子どもに会えない親をサポートする活動に打ち込んでいる。

「親子の別れ」という処理がなされがちだ。

一方、世界に視野を広げると、離婚後も共同親権制を採用している国が圧倒的に多い。南米や北米・ヨーロッパ・オセアニアのほぼすべて、中国と韓国がその制度を採用している。これらの国では、「別れても2人で育てていこう」というコンセンサスや、面会交流は「年間100日以上」という国際基準がたいてい確立されている。離婚後の処理については子どもの不利益にならないよう迅速に行われる一方、養育については細かく取り決めることになってきている。なおここでいう年間100日以上という基準は、離婚家族を対象とした実証研究(米・80年)により「離婚後も別居親が定期的に子どもと会うことが精神的健康に決定的に大事」という科学的に立証された根拠に基づいた数字なのだという。

「別れたら元伴侶に頼れず一人親で育てなくてはなら

有無は区別しておりません。
 重要な事項は電子計算組織に記録し処理します。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけて下さい。 | 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。 |
| (面会交流) □取決めをしている。 □まだ決めていない。 | |
| (養育費の分担) □取決めをしている。 □まだ決めていない。 | |

法改正により離婚届に交流面会の有無を記入する欄も

今年に入ると国境を越えての連れ去りを禁止するハーグ条約に日本が加盟したり、親子断絶防止議員連盟が結成されたりもした。

この問題について取り組んでいる泉健太衆議院議員(民主党)はこう言う。

「94年に批准した子どもの権利条約にも両親との交流規定が明記されていませんが実態が伴っていませんでした。一昨年の民法改正でようやく面会交流と養育費の分担が明記されたことは大きな前進です」

民法改正しても 変わらぬ裁判所

では民法改正後、面会はできるようなったのだろうか。改正後の変化について能登弁護士は次のように批判する。

「DVやつきまといの恐れがあっても面会交流は可能です。公的施設で第三者立ち会いの下、行えばいいわけですから。それなのに国は改正後も、長期的・継続

的な面会交流の実施に全く関与しようとしません」

支援団体の評価はさらに厳しい。子どもに会えない親たちのサポートを行ったり、親子交流を促進する法律制定実現に力を入れている親子ネット(会員数約500人)の鈴木裕子前代表は、法律を運用する側の変わらなさを指摘する。

「改正後、最高裁から各家庭裁判所に通達が3回出されたんですが、家裁はそれに沿った運用を始めませんでした。どんなに近隣に住み、同居時の親子関係が良好で、両方の親が家事育児を分担できていたとしても、月1回数時間というそれまでどおりの相場に落とし込もうとするんです」

親子ネットが民法改正前後(11年秋・14年春)に実施したアンケートの結果(回答を寄せたのは同会員の108人)はこの指摘を裏付ける。

「民法改正後も裁判所の運用は変わっていない」「面会交流の実現に努めていな

い」と感じる人は80%以上。改正後も月1回以下の面会しかできない人は84%、まったく面会できない人が35%となっている。また裁判官・調査官・調停委員・弁護士の評価は低く、「適切でない」とする評価がそれぞれ85%以上と散々な結果が出た。

民法が改正されたというのに、日本の家庭裁判所はなぜ評価されるような仕事ができないのだろうか。

親子ネット会員の春光男さん(仮名)はこう主張する。

「裁判所の利益に基づいて、ただでさえ多くの件数を処理していく必要があるわけです。改正を反映させると裁判所としての扱いを大きく変えなくてはならない。もし、まずいやり方をしてしまえば、処理が進まず停滞するということも考えられます。だからこそ難しい」

子育ての形を変えるには、まだまだ時間がかかるのだろうか。

ライター・西牟田靖